

# クローズアップ輸送業界

## 第26回 「運送委託基本契約書」や「覚書」の内容を見直す際のポイント



小山 雅敬（こやま まさのり）

大阪大学卒。都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室（日本法令）』『実例に基づくトラック運送業の賃金制度改革（日本法令）』。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

### 「運送委託基本契約書」と「覚書」は法定事項を網羅して締結

2025年4月1日施行の改正貨物自動車運送事業法により、運送契約時の書面交付が義務づけられたことで、改めて「運送委託基本契約書」や「覚書」の重要性がクローズアップされています。

書面化は原則として運送するごとに作成する義務がありますが、「運送委託基本契約書」に予め書面化の法定事項が網羅されていれば、その都度書面交付する手間を省くことが可能です。したがって継続的な運送取引の場合は、法定事項を網羅した「運送委託基本契約書」と「覚書」を締結しておくとうよいでしょう。今回は、「運送委託基本契約書」と「覚書」を見直す際に押さえておくべき主なポイントについて解説します。

### 「運送委託基本契約書」と「覚書」を見直す際のポイント

|   |                                    |                                                                                                                                     |
|---|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 「書面化の法定事項」を網羅して記載                  | 「運送の役務の内容および対価」「運送以外の役務の内容および対価」「有料道路通行料金や燃料サーチャージ、その他の料金」「運賃および料金の支払いの方法」などの法定事項を記載する。                                             |
| ② | 「業務の範囲」「責任の範囲」を明確化、「損害賠償と免責の内容」を明記 | 「どこからどこまで運ぶのか」「荷役作業を行うのか」など業務や責任の範囲を明確にし、「天災事変などの不可抗力による時は責任を負わない」など損害賠償における免責の対象を明記しておく。                                           |
| ③ | 「再委託」がある場合は、予め委託先を明記して承認をとっておく     | 系列化などで下請構造が固定化されている場合などは、再委託先を明記しておくとうよい。<br>4/1から元請事業者に「実運送体制管理簿」の作成が義務化されたが、基本契約などで予め元請事業者～実運送事業者に至る一連の委託関係が明らかの場合、運送ごとの作成が不要になる。 |
| ④ | 基本契約の一方的な中途解約に対する違約金の定めを中途解約条項に記載  | 違約金の定めは運送受託者の責任によらない、一方的な中途解約の場合に限る。<br>なお、個々の運送取引の中止手数料については、改正標準貨物自動車運送約款に基づく中止手数料を覚書に明示しておくとうよい。                                 |
| ⑤ | 「覚書」に運賃と料金、付帯作業などを別建てで記載           | 運賃と料金などの別建て記載は書面化の法定事項であり、区分して表示する必要がある。                                                                                            |